資料１－２

本市における内部統制制度の実施体制及び運用について　（実施体制は市長部局の例）

・基本方針に基づく内部統制体制の整備及び運用を全市的に推進
（総務局ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ推進担当課長）

・各局区等内におけるリスク対応策の適否等を確認、必要に応じて是正指導を実施

・各所属における実際のリスク対応策の整備・運用（所属内のリスクを把握、必要な対応策を整備）

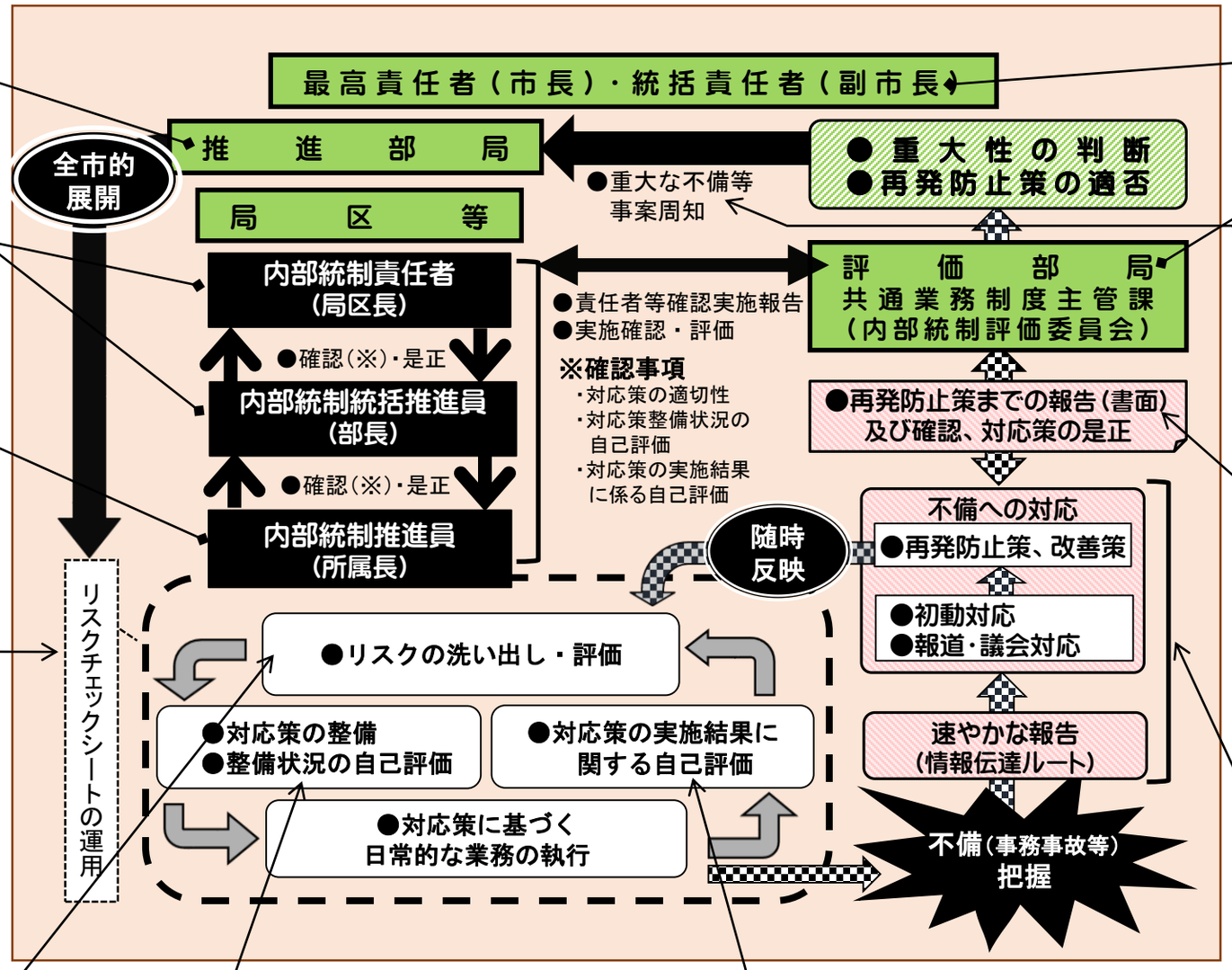

・最高責任者の職務を補佐し、内部統制の実施について実務的に統括

・内部統制の整備状況及び運用状況を客観的に評価
・内部統制評価報告書を作成
（総務局行政経営課）

⑦【推進部局】
◆各所属でのリスク対応策の整備の参考になる不備の事例を全庁的に情報提供
→リスクチェックシート等の見直しを各所属に働きかける

⑥【評価部局】
◆事故報告書や担当課ヒアリング、マニュアル等の見直し状況などから、適切な再発防止策が講じられていることを確認。必要に応じて助言。

⑤【所属長】
◆不備発生（又は確認）時、直ちに情報伝達ルート（資料１－４参照）に従って局区長等へ報告し、初動対応を実施。併せて評価部局及び共通業務主管課にも概況等を報告。
◆初動対応の後、事務事故等の概要等を事故報告書（資料１－５参照）にまとめ、情報伝達ルートに従って随時報告。

①【推進部局】
◆各所属におけるリスク洗い出し等の参考とするため、共通業務制度主管課とともに「共通リスク一覧」を作成し、各所属に提供。

②【所属長】
◆推進部局で作成した「共通リスク一覧」を参考に、所属の事務執行の流れに沿って業務上のリスクを洗い出す。
◆過去の事務事故等の発生状況や発生した場合の影響等から、対応策の必要性が高いリスクを絞り込み、リスクチェックシート（資料１－３参照）へ掲載。

③【所属長】
◆リスク対応策（規程類、マニュアル整備等）を実施、その内容をリスクチェックシートへ反映。
◆整備状況は内部統制責任者まで報告（不備があれば是正指示を受け修正）

※作成したリスクチェックシートは、他部署の事例も参考にできるよう、庁内グループウェアに掲載。

④【所属長】
◆運用上の不備（不適切な事項）の発生有無等を自己評価。
→リスク対応策に不足がある場合は是正。必要に応じリスク対応策を変更。
◆自己評価の結果（是正状況を含む）をリスクチェックシートへ記載
◆見直し後のリスクチェックシートは内部統制責任者まで報告（不備があれば是正指示を受け修正）

※制度の運用状況については評価部局にて評価報告書を作成（年度ごと）